

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 : 大雪地区広域連合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	65.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	82.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- ・ 職員の人数は、常勤職員の勤務時間を基礎とした人数に換算している。
- ・ 一方の性別の職員しかない項目は公表の対象外。
- ・ 一方の性別の職員が1名しかない項目は、特定の職員間で給与が推測できるため公表の対象外。
- ・ 男女の給与の差異に関して、女性のパートタイム会計年度任用職員の比率が高いことによる差異が大きくなっている。
- ・ 扶養手当や住居手当を世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多いことに加えて、扶養手当が基礎額に算入される期末手当、勤勉手当の差異も給与全体の差異に影響を与えている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。